

第5 「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」関係

平成27年2月13日付課法2-1ほか3課共同「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1～4 （省略）</p> <p>第5 重加算税の計算</p> <p>1 （省略）</p> <p>（不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算）</p> <p>2 地方法人税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定による還付を受けた場合において、同項に規定する「同法第80条第10項の規定による還付金の額」のうちに、不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額があるときの地方法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額は、当該法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額に100分の10.3を乗じて計算した金額（当該金額が地方法人税法第23条第1項に規定する確定地方法人税額を超える場合には、当該確定地方法人税額）による。</p> <p>（注）不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額の計算については、法人税重加指針の第3の3及び連結法人税重加指針の第3の3による。</p> <p>第6 通算法人等に係る取扱いの適用</p> <p>第1から第5までの取扱いは、<u>通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下同じ。）</u>の地方法人税に対する通則法第65条、第66条及び第68条第1</p>	<p>第1～4 （同左）</p> <p>第5 重加算税の計算</p> <p>1 （同左）</p> <p>（不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算）</p> <p>2 地方法人税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定による還付を受けた場合において、同項に規定する「同法第80条第7項の規定による還付金の額」のうちに、不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額があるときの地方法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額は、当該法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額に100分の10.3を乗じて計算した金額（当該金額が地方法人税法第23条第1項に規定する確定地方法人税額を超える場合には、当該確定地方法人税額）による。</p> <p>（注）不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額の計算については、法人税重加指針の第3の3及び連結法人税重加指針の第3の3による。</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に当たっても同様とするほか、次に掲げる取扱いは、それぞれ次に定めることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>第1の1の取扱い</u></p> <p><u>「法人税法第64条の5及び第64条の7の規定その他通算法人のみに適用される規定（以下「通算規定」という。）に係る金額の計算の基礎とされた他の通算法人の有する金額等が異動したことに伴い、当該通算法人の地方法人税について通則法第35条第2項の規定により納付すべき税額が生じたこと」は、他の通算法人及び当該通算法人のいずれについてもその責めに帰すべき事由のない場合を除いて、通則法第65条第4項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実</u>に該当しない。</p> <p>(2) <u>第1の2本文の取扱い</u></p> <p><u>他の通算法人の通算適用事業年度（通算規定を適用した事業年度及び課税事業年度をいう。）に係る調査により、当該他の通算法人に対して、通算規定に係る金額の計算の基礎とされた当該他の通算法人の有する金額等に関する非違事項の指摘等があったとしても、第1の2に定める事由により、当該通算法人が調査のあったことを了知したと認められる前に修正申告書が提出された場合の当該修正申告書の提出は、原則として、通則法第65条第1項又は第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」に</u>該当しない。</p>	